

答申第167号
平成26年8月22日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成25年7月24日付神保高第1150号ほか8件により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

別表1に掲げる部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

1 審査会の結論

別表 1 の決定欄の括弧内の下線を引いた情報のうち、別表 2 に掲げる情報を除いた部分について、実施機関がこれを非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、別表 1 の請求欄に掲げる 9 件の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、各請求に対して、別表 1 の決定欄に掲げる公文書を特定し、同欄中の括弧内に掲げる情報を非公開とする部分公開の決定等を行った。
- (3) これに対し、申立人は、別表 1 の決定欄に掲げる非公開とされた情報うち、下線を引いた情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求めて、9 件の異議申立てを行った。
- (4) なお、本件については、実施機関から、申立人による 9 件の異議申立てに応じて 9 件の諮問を受けた。本審査会では、9 件の申立人が同一人であること及び内容が一連の関連する事案についてのものであることから、併合して審査を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 25 年 7 月 5 日から同年 11 月 8 日にかけて提出された 9 件の異議申立書及び平成 25 年 9 月 6 日から平成 26 年 2 月 18 日にかけて提出された 6 件の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 委員の氏名・所属について

神戸市介護保険施設等施設整備懇話会の委員の人々は神戸市の認知症高齢者グループホーム事業者の採択に関わる外部委員として、市民と市民生活に密接にかかわる非常に重要な役割を担っているのだから、公開するのは当然である。神戸市の公的な審議会的役割を担う懇話会であるから、その委員は少なくとも氏名・職業について今回のように市民から正式な手続きにより情報公開を求められた時は、条例第 3 条に定められているように、公開してもらわなければならない。委員の人々の採択に関わる仕事は、平成 25 年 8 月末で任期が満了したのであるからその役目が完全に終わったので尚更隠す必要は全くない。

(2) 選外になった法人に関する部分について

選内・選外を問わず外部委員の意見を聞いてどのように審査・評価・選考したのかを是非知りたいのであり、選外となった法人名や企業名を記した箇所だけは非公開と

するのはやむを得ないと思うが、このように全面的に隠さなければならない必要も根拠もない。このように選定したあるいは選定しなかったのだということが分かるように公開すれば良いと考える。情報公開することにより選外になった法人に対して具体的にどのような地位や正当な利益を害するかについて、神戸市は何もまったく説明していない。

(3) 採点の基準や評価に係る部分について

外部委員の人々がどのように審査・評価・選考をしたのかを知りたいのであり、採点の基準や評価に係る部分はその根幹をなすものであるから、当然公開してもらわなければならない。実質的にどのような審査・評価・選考が行われたのかを明らかにし、また懇話会を隠れ蓑にして形だけを整えているという市民の批判を払拭し、適正に選考したことを明らかにするためにも当然公開してもらわなければならない。極めて重要な評価の核心的部分であるので非公開にすることは、真実を隠蔽することになり認めることはできない。

(4) 事業活動に関する情報について

情報公開することにより事業者に対して具体的にどのような競争上の地位や正当な利益を害するかについて神戸市は説明しなければならない。法人に関する情報だからすべて自動的に非公開に出来るものではない。本件に関して、神戸市の言う条例第10条第2号は非公開とする事由にはまったく当たらないと考えるので、市民・近隣住民にとっては著しい生活環境の変化に直結する非常に重要な情報であり、個人名を隠すことはやむを得ないと思うがそのほかは隠さず情報公開してもらわなければならない。選定事業者はすでに平成24年10月神戸市から認知症高齢者グループホーム計画が採択され、いわばお墨付きを得ているのでありその競争上の地位は不動であると考えられる。計画の現状及び今後の予定について聞いた内容を開示したからと言ってなんらその地位を害するようなことはあり得ない。

(5) その他

神戸市介護保険施設等施設整備懇話会の議事録の公開を請求（別表1の請求番号2）したのであって要旨を求めている。従ってこの会議が行われた議事録すべてを公開してもらわなければならない。平成23年度の第2回目だけや平成24年度の第1回目だけの要旨の公開だけでは話にならないことは言うまでもない。

請求（別表1の請求番号3）した文書は、市会福祉環境委員会で審査される陳情に関して保健福祉局長が事前に関係職員を集めて協議または会議をしたと考えられ、「その協議または会議の議事録及び付属書類」であった。協議または会議が行われたことは確実と考えられ、議事録も存在すると考えられるので当然公開してもらわなければならない。もし存在しないのであればそのことを明記してもらわなければならない。

請求（別表1の請求番号4）に対する決定通知書に誤字が2か所ある。1つは公文書公開請求書を出した日付は7月25日であるのに7月29日と記していること。2つ目は公開請求書で平成24年に採択した、と記したのに平成24年度に採択した、と記して

いることである。些細なことかもしれないが大事なことなので正確に記してもらわなければならない。

市民には条例第 1 条において真実を知る権利が認められているのであり、神戸市は真実の情報を隠蔽することは許されない。真実の情報を隠蔽することは条例第 1 条に定めている条例の目的である「市民の知る権利」を奪い取るばかりでなく「神戸市長が市民に説明する責務」をも放棄するもので、極めて不適切であり条例に明らかに違反しており到底承服できるものではない。さらに条例第 3 条と第 11 条に記している通り、市民が正当な手続きにより求めた公開請求に対して、行政は色々と工夫を施し非公開の範囲を限定しても可能な限り公開に努めることが神戸市の務めでなければならない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 8 月 19 日から平成 26 年 1 月 22 日にかけて提出された 9 件の非公開理由説明書及び平成 26 年 5 月 21 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

申立人が公開請求を行った文書を大別すると、事業者からの公募時の応募資料、選考後の事業者との協議録、選考後の事業状況を事業者から説明を受けた資料、選考時に実施機関が意見を徴収している神戸市介護保険施設等施設整備懇話会の委員に関する資料、及び懇話会議事録となる。

(1) 応募資料について

実施機関は介護保険施設事業者について公募選考を行っており、その事業者募集に対して、事業者が作成し、提出された提案内容の資料一式である。

人員配置の情報や収支計画は、収入をいかに人員に割り振るのかといった、いわゆる経営上のノウハウに当たる部分であり、提携先、資金調達、建物の規模などについても市内で整備を行う事業者にとって整備計画上、大きな要素を占める部分になっている。

取引先の情報については、こういった取引先にどのような役割をさせているのかといった部分であり、さらには、計画段階の資料として交渉中の取引先候補の名称も掲載されており、これを開示されることは法人の今後の経営戦略上の不利益につながると考えられる。

これらは当該事業者の経営戦略上の情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、事業者にとって、通常、秘匿したい情報であると考えられる。

これらのことから判断し、条例第 10 条第 2 号アに該当するものとして非公開としている。

(2) 事業者との協議録について

選考後に選考した事業について法人からの協議や近況の報告があった際に、その記

録として実施機関が作成したものである。

法人の取引先の名称は先に述べた通り、こういった取引先にどのような役割を担わせているのかといった法人内のノウハウに当たる部分であり、また、当該企業がこれから行おうとする、若しくは行わないこととする未確定の事業に関する事項は、当該事業者の経営戦略上の情報であるため、検討段階におけるこれらの情報は、事業者にとって、通常、秘匿したい情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断し、非公開としている。

(3) 施設整備懇話会委員名簿について

神戸市介護保険施設等施設整備懇話会の開催に伴って、関連資料として実施機関が作成した委員の名簿である。

委員の氏名及び所属団体については、当初非公開としていたが、神戸市情報公開審査会答申第 161 号を受けて開示を行った。

(4) 懇話会議事録について

懇話会の議事内容について実施機関が作成したものである。

神戸市情報公開審査会答申第 160 号及び第 161 号を受け、委員の氏名をどの委員がどの発言をしたかが分かる部分を除いて開示したほか、評価基準にかかる部分についても開示を行った。

法人の計画内容について言及されている部分は、人員配置や連携する医療機関等の提案内容といった当該事業者の経営戦略上の情報であり、計画段階におけるこの種の情報、事業者にとって、通常、秘匿したい情報であるとみるのが相当であると判断し、また、実施機関の評価に係る部分及び落選法人の名称については、財務状況等に対する得点及び評価は、本件の応募提案に対する評価にとどまらず、各事業者の社会的な評価に影響を与えるおそれがあると考えられるといった判断から、条例第 10 条第 2 号アに該当するものとして非公開としている。

(5) 事業者から説明を受けた資料について

事業の進捗状況について各事業者が作成し提出されたものである。

取引先の情報を非公開としており、非公開の理由は既に述べたものと同様であり、条例第 10 条第 2 号アに該当するものとして非公開としている。

(6) その他

申立人が請求（別表 1 の請求番号 2）した認知症高齢者グループホーム選考に係る神戸市介護保険施設等施設整備懇話会は 23 年度第 2 回と 24 年度第 1 回であり、文書の特定に問題はない。なお、文書の表題が要旨となっているが、まさに議事録として作成したものであり、全内容を記録した文書は存在しない。

市会福祉環境委員会に関する請求（別表 1 の請求番号 3）については、会議議事録は不存在、付属書類として常任委員会資料と文書特定すべきところを、議事録不存在についての通知が不十分であったため、決定通知を訂正し、申立人に交付した。

決定通知書（別表 1 の請求番号 4）における文書の日付について、文書が実施機関に到達した日が 7 月 29 日であるため、7 月 29 日を公開請求受付日としたものである。また、「平成 24 年度に採択した」とある部分については「平成 24 年に採択した」と訂正し、申立人に交付した。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別表 1 の決定欄において下線を引いた公文書である。これを文書の種類で大別すると、ア．事業者からの公募時の応募資料（別表 1 の請求番号 8 の文書番号 18 ほか）、イ．選考後の事業者との協議録（別表 1 の請求番号 3 の文書番号 10 ほか）、ウ．選考後の事業状況を事業者から説明を受けた資料（別表 1 の請求番号 9 の文書番号 21 ほか）、エ．選考時に実施機関が意見を徴収している神戸市介護保険施設等施設整備懇話会の委員に関する資料（別表 1 の請求番号 1 の文書番号 9 ほか）、オ．懇話会議事録（別表 1 の請求番号 1 の文書番号 8 ほか）に分けることができる。

(2) 争点

申立人は、本件非公開情報を公開すべきとして争っている。したがって、本件における争点は、本件非公開情報を非公開とした決定の妥当性である。

なお、申立人が異議申立ての対象とした本件非公開情報のうち、別表 2 に掲げる、事業者選定に係る採点の基準及び神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員の氏名・所属について、実施機関は、本審査会が行った答申第 160 号及び第 161 号の趣旨を踏まえ、非公開とした当初の決定を変更し、申立人に対して公開している。また、申立人は、本件非公開情報の非公開の決定に対する主張のほか、決定通知書における記載漏れと誤字についても主張しているが、実施機関において訂正など必要な対応はすでに行っていると認められる。そのため、申立人の異議申立て事項のうち、これらについては本件の審査の対象としない。

以下、上記により審査の対象外となるエを除き、(1)で大別した文書の種類ごとに検討する。

(3) 本件対象文書の非公開事由該当性について

① 応募資料（(1)のア）について

応募資料に記載されている本件非公開情報は、事業活動に関する情報である。本審査会が見分したところ、事業活動に関する情報として非公開とされているのは、提携先医療機関、収支計画、人員配置計画、建設事業に係る資金計画、借入金償還計画、取引先の名称、土地売買価格、不動産賃貸借契約の内容、選外となったときの施設図面である。

提携先医療機関や取引先の名称は、事業者の事業活動上の情報であり、かつ第三者との取引に関する情報である。

収支計画、建設事業に係る資金計画、借入金償還計画は、事業者としての経営戦

略を数字で表明したものであり、事業者の経営ノウハウを生かした財務経理に関する情報である。

人員配置計画は、どのように人員を配置すれば効率的な事業運営ができるかという事業者のノウハウが反映された、人事管理及び経営戦略に関する情報である。

土地売買価格や不動産賃貸借契約の内容は第三者との契約に関する情報であり、通常、公にされていない情報である。

選外となったときの施設図面は、事業者の具体的な提案内容であり、事業者の創意工夫が盛り込まれ、かつ、選外となったために当該事業者が自ら活用し得なかった情報である。

これらの情報はいずれも、事業者にとって、通常、競合他社に知られたくない情報であり、仮に公にされた場合には、競合他社に模倣されることなどにより、当該事業者の事業優位性が失われるおそれがあるおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

したがって、応募資料における本件非公開情報は、公にすると当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

② 事業者との協議録（(1)のイ）について

事業者との協議録に記載されている本件非公開情報は、事業活動に関する情報である。本審査会が見分したところ、事業活動に関する情報として非公開とされているのは、取引先の名称、事業上の未確定情報、他施設における人員配置である。

上記①で述べたとおり、取引先や人員配置に関する情報は、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

また、事業上の未確定情報は、今後の事業の進め方に関して、事業者において検討段階にある内容であり、この種の情報は、通常、事業者内部で管理される情報である。

したがって、事業者との協議録における本件非公開情報は、公にすると当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

③ 事業者から説明を受けた資料（(1)のウ）について

事業者から説明を受けた資料に記載されている本件非公開情報は、事業活動に関する情報である。本審査会が見分したところ、事業活動に関する情報として非公開とされているのは、取引先の名称である。

上記①で述べたとおり、取引先の名称は、公にすると当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

④ 懇話会議事録（(1)のオ）について

懇話会議事録に記載されている本件非公開情報は、事業活動に関する情報、選外になった法人に関する部分、評価に係る部分である。本審査会が見分したところ、

これらに該当する情報として非公開とされているのは、選外事業者の名称、計画内容及び評価、選定事業者の収支計画内容及び評価、選定・内示を取消した事業者の名称である。申立人は選外事業者の名称の非公開については争っていないことから、その余の非公開情報について検討する。

選外及び選定事業者の計画内容については、懇話会委員の発言の中で、具体的には各事業者の人員配置や収支計画等の提案内容に触れた部分がある。これらは上記①で述べたとおり、当該事業者の経営戦略等に関わる情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、事業者にとって、通常、競合他社に知られたくない情報であるとみるのが相当である。

また、事業者の評価については、懇話会委員が各事業者の財務状況等に対する評価を発言している部分がある。これらを公にすると、本件の応募提案に対する評価にとどまらず、各事業者のそもそもの事業遂行能力や信用といった社会的な評価に影響を与えるおそれが否定できない。

選定・内示を取消した事業者の名称については、何らかの事情により選定・内示を取消されたという過去の事実が明らかになると、当該事業者の社会的評価を必要以上に低下させ、その事業活動に影響を及ぼす可能性がある。

したがって、懇話会議事録における本件非公開情報は、いずれも公にすると当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当すると認められる。

(4) その他の異議申立て事項について

申立人は、開示された懇話会議事録が、全ての開催分でないこと及び要旨であることから、文書特定に漏れがある旨の主張をしている。実施機関に確認したところ、平成23年度及び24年度の神戸市介護保険施設等施設整備懇話会の開催のうち、実施機関が特定した開催分以外は、特別養護老人ホーム等の事業者選考に関するものであり、申立人の請求対象とはいえない。また、議事の記録として要旨を作成しており、逐語の議事録は作成していないとのことである。したがって、実施機関が特定した文書以外に、請求内容に合致する文書が存在することを窺わせる事実は確認できず、実施機関の文書特定が妥当性を欠くとは認められない。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表1 請求及び決定

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は非公開情報、下線は異議申立ての対象）
1	<p>【平成25年6月6日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市高齢福祉課は平成24年度認知症高齢者グループホーム事業者募集要項において外部委員の意見を聴いて選考している。この外部委員を神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員とすることを法的に定めている文書および付属書類 ・今年4月1日以降6月20日までの間に神戸市は株式会社〇〇〇を含む平成24年度に採択した7つの事業者に電話をして認知症高齢者グループホームの開設計画についての取り組みの現状及び今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて、確認したと考えられる。その内容を記した文書及び付属書類 ・神戸市は平成23年度及び同24年度認知症高齢者グループホーム事業者に応募した各事業者の選定に関して、各外部委員が個別にどのような意見を述べたどのような評価をしたかについて記録していると考えられる。その文書及び添付書類 <p>ほか</p>	<p>【平成25年6月20日神保高高第898号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険施設等施設整備懇話会開催要領（委員の所属） 2 〇〇〇GH進捗報告（特定個人の氏名・意見、事業活動に関する情報） 3 隣地マンション説明について（同上） 4 〇〇〇GHの進捗について（同上） 5 地元説明の状況（同上） 6 地元説明の状況について（同上） 7 <u>平成23年度第2回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨</u> （個人の氏名、<u>選外となった法人に関する部分</u>、<u>事業活動に関する情報</u>、<u>採点の基準及び評価に係る部分</u>） 8 <u>平成24年度第1回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨</u>（同上） 9 <u>神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員名簿</u>（委員の氏名・所属） 	
2	<p>【平成25年6月6日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会」の委員が神戸市認知症高齢者グループホーム採択の外部委員として各人が意見を出し評価した会議の議事録。その平成23年度及び平成24年度分。 	<p>【平成25年6月20日神保高高第770号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>平成23年度第2回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨</u> （個人の氏名、<u>選外となった法人に関する部分</u>、<u>事業活動に関する情報</u>、<u>採点の基準及び評価に係る部分</u>） 2 <u>平成24年度第1回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨</u>（同上） 	
3	<p>【平成25年6月19日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月10日前後に神戸市会議長または市会福祉環境委員長から6月19日に開かれる市会福祉環境委員会において、〇〇の「神戸市の平成24年度株式会社〇〇〇の認知症高齢者グループホーム事業計画の採択を取り消すよう勧告を求める陳情」も審査されることを知らされた〇〇保健福祉局長は、本件に関して事前に関係職員を集めて協議または会議をしたと考えられる。その協議または会議の議事録及び付属書類 ・神戸市は認知症高齢者グループホームの選考・評価・選定に当たった外部委員の人々に対して、文書にした様々な情報・資料・書類を開示したと考えられる。その平成22年度分・平成23年度分・平成24年度分の文書及び付属書類 ・今年4月1日以降7月3日までの間に神戸市は株式会社〇〇〇を含む平成24年度に採択した7つの事業者に電話をして認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて確認したと考えられる。その内容を記した文書及び付属書類 <p>ほか</p>	<p>【平成25年7月3日神保高高第928号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常任委員会資料（個人の氏名及び意見、事業活動に関する情報、<u>選外となった法人に関する部分</u>、<u>評価項目の一部</u>） 2 平成22年度第1回懇話会資料（事業活動に関する情報、<u>選外となった法人に関する部分</u>、<u>採点の基準及び評価に係る部分</u>） 3 平成23年度第2回懇話会資料（同上） 4 平成24年度第1回懇話会資料（同上） 5 平成22年度第1回介護保険施設等施設整備懇話会委員発言要旨 （個人の氏名及び意見、<u>採点の基準及び評価に係る部分</u>） 6 〇〇〇GH進捗報告（特定個人の氏名、事業活動に関する情報） 7 隣地マンション説明について（同上） 8 〇〇〇GHの進捗について（同上） 9 地元説明の状況（同上） 10 <u>地元説明の状況について</u>（特定個人の氏名、<u>事業活動に関する情報</u>） 11 <u>〇〇〇による工事説明会の開催とお知らせ全戸配布について</u>（同上） 	

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は非公開情報、下線は異議申立ての対象）
4	<p>【平成25年7月29日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年4月1日以降8月12日までの間に神戸市は平成24年に採択した株式会社〇〇〇を含む7つの事業者に電話をして認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて確認したと考えられる。その内容を記した文書及び付属書類。 ・上記に関し電話でなくて文書を出して説明を求めたと考えられる。その文書及び付属書類 ・もし未提出の場合は近日出す予定にしている文書及び付属書類 ・平成24年度認知症高齢者グループホームの事業者に採択された7つの事業者が今年4月1日以降8月12日までの間に神戸市高齢福祉課を訪れて、その開設計画についての現状と今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて説明し、文書や付属書類を提出した事業者もあったと考えられる。神戸市高齢福祉課はその説明の内容を記録し、提出された付属書類を受領したと考えられる。神戸市高齢福祉課がその話の内容を記録した文書、事業者が提出した文書及び付属書類 ・神戸市が平成23年度及び平成24年度の介護保険施設等施設整備懇話会委員に委嘱または任命した委員の一覧表及び付属書類 <p>ほか</p>		<p>【平成25年8月12日神保高高第1389号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>〇〇〇GH進捗報告（特定個人の氏名・意見、事業活動に関する情報）</u> 2 <u>隣地マンション説明について（同上）</u> 3 <u>〇〇〇GHの進捗について（同上）</u> 4 <u>GH〇〇〇隣接マンションについて（同上）</u> 5 <u>地元説明の状況（同上）</u> 6 <u>地元説明の状況について（同上）</u> 7 <u>〇〇〇による工事説明会の開催とお知らせ全戸配布について（同上）</u> 8 <u>〇〇〇グループホームプラン変更について（同上）</u> 9 <u>〇〇〇GHの件について（同上）</u> 10 建築計画のお知らせ 11 <u>〇〇〇今後の進め方について（特定個人の氏名・意見、事業活動に関する情報）</u> 12 <u>4月10日から15日までの近隣訪問について（同上）</u> 13 <u>〇〇〇新自治会役員会等について（同上）</u> 14 <u>今後のスケジュール確認（同上）</u> 15 神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員名簿（委員の氏名・所属）
5	<p>【平成25年8月28日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市が平成21年度、平成22年度、平成23年度、及び24年度の介護保険施設等施設整備懇話会委員に委嘱した全委員に出した委嘱状の写しまたは控え ・平成24年度認知症高齢者グループホームの事業者に採択された7つの事業者が今年4月1日以降9月11日までの間に神戸市を訪れて、その開設計画についての現状と今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて説明し、文書や付属書類を提出した事業者もあったと考えられる。神戸市はその説明の内容を記録し、提出された文書や付属書類・添付図面類を受領したと考えられる。それらの全書類 ・今年4月1日以降9月11日までの間に神戸市は平成24年度に採択した7つの事業者に電話し認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて確認したと考えられる。その内容を記した文書及び付属文書 ・上記に基づいて神戸市は口頭や電話または文書にて確認したと考えられる。そのことを記した文書 ・上記に関し事業者から返答があり神戸市が受領した文書及び付属書類・添付図面類 <p>ほか</p>		<p>【平成25年9月11日神保高高第1603号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状（委員の氏名・所属） 2 <u>〇〇〇グループホームプラン変更について（特定個人の氏名・意見、事業活動に関する情報）</u> 3 <u>〇〇〇GHの件について（同上）</u> 4 建築計画のお知らせ（同上） 5 <u>〇〇〇今後の進め方について（同上）</u> 6 <u>4月10日から15日までの近隣訪問について（同上）</u> 7 <u>〇〇〇新自治会役員会等について（同上）</u> 8 <u>今後のスケジュール確認（同上）</u> 9 <u>〇〇〇GH進捗報告（特定個人の氏名・意見、事業活動に関する情報）</u> 10 <u>隣地マンション説明について（同上）</u> 11 <u>〇〇〇GHの進捗について（同上）</u> 12 <u>GH〇〇〇隣接マンションについて（同上）</u> 13 <u>地元説明の状況（同上）</u> 14 <u>地元説明の状況について（同上）</u> 15 <u>〇〇〇による工事説明会の開催とお知らせ全戸配布について（同上）</u>

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は非公開情報、下線は異議申立ての対象）
		17	〇〇〇GH着工時期（同上） ほか
6	<p>【平成25年9月6日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度と平成24年度に行われた「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会」に関するすべての会議の全内容を記録した議事録と会議の全内容を録音および録画した電磁的記録 今年4月1日以降9月6日までの間に神戸市は平成24年度に採択した7つの事業者に電話して認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定がどうなっているかについて確認したと考えられる。その内容を記録したすべての文書 株式会社〇〇〇は平成24年7月7日から今年9月6日までの間に〇〇〇の認知症高齢者グループホーム事業計画の内容を変更することを神戸市に説明し、文書・図面等を提出したと考えられる。この間（株）〇〇〇が変更内容を記して神戸市に提出し、同社から神戸市が受領したすべての文書及び図面等 上記について神戸市は問題がないかどうかを検討し、適正であるかどうかを確認し、また不適切な個所があった場合には削除や変更を求める適切な対応をしたと考えられる。そのことを記した文書。 上記に基づいて神戸市は株式会社〇〇〇に対して、口頭や電話または文書にて確認したと考えられる。そのことを記したすべての文書 <p>ほか</p>	<p>【平成25年9月20日神保高高第1763号】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成23年度第1回介護保険施設等施設整備懇話会（特定個人の氏名、選外となった法人に関する部分、事業活動に関する情報、採点の基準及び評価に係る部分） 平成23年度第2回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（同上） 平成23年度第2回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（同上） 平成23年度第3回介護保険施設等施設整備懇話会委員発言要旨（同上） 平成24年度第1回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（同上） 平成24年度第2回介護保険施設等施設整備懇話会（同上） 平成24年度第3回介護保険施設等施設整備懇話会（同上） 〇〇〇GH進捗報告（特定個人の氏名・意見、事業活動に関する情報） 隣地マンション説明について（同上） 〇〇〇GHの進捗について（同上） GH〇〇〇隣接マンションについて（同上） 地元説明の状況（同上） 地元説明の状況について（同上） 〇〇〇による工事説明会の開催とお知らせ全戸配布について（同上） 〇〇〇GH着工時期（同上） <p>ほか</p>	
	<p>【平成25年9月24日請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市が平成23年度と平成24年度に開催したすべての介護保険施設等施設整備懇話会で（イ）開催日前に委員に知らせた（ロ）開催当日委員に知らせた（ハ）開催日後に委員に知らせた、すべての文書及び付属書類 今年4月1日以降9月24日までの間に神戸市は平成24年度に採択した7つの事業者に電話して認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定がどうなっているかについて確認したと考えられる。その内容を記録した全ての文書 株式会社〇〇〇は昨年7月7日から今年9月24日までの間に〇〇〇の認知症高齢者グループホームを含む事業計画の内容を変更することを神戸市に説明し文書・図面等を提出したと考えられる。この間（株）〇〇〇が変更内容を記して神戸市に提出し同社から神戸市が受領したすべての文書及び図面等 上記について神戸市は問題がないか検討し、適正であるかどうかを確認し、また不適切な個所があった場合には削除や変更を求める適切な対応をしたと考えられる。そのことを記したすべての文書 上記に基づいて神戸市は（株）〇〇〇に対して、口頭や電話または文書 	<p>【平成25年10月8日神保高高第1962号】</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>公文書公開請求における部分公開決定について</u> （個人の氏名、所属および意見、選外となった法人に関する部分、事業活動に関する情報、評価項目の一部、採点の基準及び評価に係る部分） <u>公文書公開決定通知書の訂正について</u>（同上） <u>公文書公開請求における部分公開決定及び公文書を保有していないことによる非公開決定について</u>（同上） <u>公文書公開請求における部分公開決定について</u>（同上） <u>公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について</u>（同上） <u>公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について</u>（同上） <u>公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について</u>（同上） 	

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は非公開情報、下線は異議申立ての対象）
7	<p>にて確認したと考えられる。そのことを記したすべての文書</p> <p>・神戸市高齢福祉課は、今年3月1日以降9月24日まで私が公文書公開請求書を発して情報開示を請求した全ての件のその各々について、どのようなプロセスを経て公文書公開決定通知書・非公開決定通知書を発行し私に知らせたのかを記していると考えられる。それらすべての文書および付属資料</p> <p>・神戸市高齢福祉課は、今年3月1日以降9月24日まで私が公文書公開請求書を発して情報開示を請求した全ての件のその各々について、公文書を公開しない事項と公開しない理由に関して、市役所内の様々な関係者と打ち合わせの上で決定をし、私に知らせたのかを記していると考えられる。そのすべての文書および付属文書</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	8	公文書公開決定通知書の一部訂正について（同上）
		9	公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について（同上）
		10	公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について（同上）
		11	公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について（同上）
		12	公文書公開決定通知書の訂正について（同上）
		13	公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について（同上）
		14	公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について（同上）
		15	公文書公開決定通知書の一部訂正について（同上）
		16	公文書公開請求における部分公開決定、公文書を保有していないことによる非公開決定について（同上）
			ほか
8	<p>【平成25年10月4日請求】</p> <p>・神戸市は、(株)〇〇〇が〇〇〇の住民に配布した「認知症高齢者グループホームを含む介護保険施設建築計画の工事期間について、今年9月から来年3月を予定し、確定後改めて連絡する」とする内容を含む文書を今年6月ごろ同社から受け取っていると考えられる。その文書</p> <p>・上記に関連して、その後神戸市は今年10月4日までに、(株)〇〇〇から上記の工事期間を変更する主旨の電話・口頭説明・文書を受けたと考えられる。同社が変更するに至った理由・変更する期間等を記した文書およびそのことについて神戸市が、もしコメントをした場合の内容を含めて記した文書</p> <p>・上記に関連して、(株)〇〇〇から変更するに至った理由や工事期間の変更を知らされた神戸市は、今年10月4日までに、(株)〇〇〇に対して、〇〇〇の住民に変更確定した工事期間を出来るだけ早く周知するよう電話または書面により求めたと考えられる。その内容を記した文書</p> <p>・上記に関連して、神戸市は今年10月4日までに、(株)〇〇〇に対して9月からスタートするとした工事期間の変更を〇〇〇住民に周知する件がどうなっているかについて、電話または文書で確認したと考えられる。そのことについて、(株)〇〇〇の返事を含むその内容を記した文書</p> <p>・神戸市は今年10月4日までに、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」の第7条に定めている協定の締結に関連して、〇〇〇の住民から(株)〇〇〇に出した協定書(案)の取り扱いが、その後どうなっているかについて同社へ電話または文書により確認したと考えられる。同社の返事を含むその内容を記した文書</p>	【平成25年10月18日神保高高第2017号】	
		1	〇〇〇のGH着工時期について（個人の氏名、事業活動に関する情報）
		2	〇〇〇より現況の報告（同上）
		3	近隣への工事説明資料配布について（個人の氏名及び意見、事業活動に関する情報）
		4	〇〇〇からの電話について（同上）
		5	〇〇〇と〇〇〇との協定等について（同上）
		6	〇〇〇GH進捗報告（同上）
		7	隣地マンション説明について（同上）
		8	〇〇〇GHの進捗について（同上）
		9	GH〇〇〇隣接マンションについて（同上）
		10	地元説明の状況（同上）
		11	地元説明の状況について（同上）
		12	〇〇〇による工事説明会の開催とお知らせ全戸配布について（同上）
		13	〇〇〇近隣住民説明会議事録（個人の氏名及び意見、選外となった法人に関する部分、事業活動に関する部分、評価項目の一部）
		14	〇〇〇GH計画変更詳細について議事録（同上）
		15	〇〇〇からの協定書案について（個人の氏名及び意見、事業活動に関する情報）

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は非公開情報、下線は異議申立ての対象）
	<p>・今年4月1日以降10月4日までの間に、神戸市は平成24年度に採択した（株）〇〇〇を含む7つの事業者に電話して、認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定がどうなっているかについて、確認したと考えられる。その内容を記録した全ての文書</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	<p>16 <u>協定書案への対応について（同上）</u></p> <p>17 <u>協定書案受領について（同上）</u></p> <p>18 <u>〇〇〇24年度応募資料（個人の氏名等、印鑑証明書等、事業活動に関する情報）</u></p> <p>19 <u>〇〇〇23年度応募資料（同上）</u></p> <p>20 <u>〇〇〇21年度応募資料（同上）</u></p> <p>21 <u>〇〇〇グループホーム指定の事前相談（個人の氏名及び意見、事業活動に関する情報）</u></p> <p>22 <u>〇〇〇グループホーム指定の事前相談（同上）</u></p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	
9	<p>【平成25年10月16日請求】</p> <p>・神戸市は今月16日までに「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」の第7条に定めている協定の締結に関連して、〇〇〇の住民から（株）〇〇〇に出した協定書（案）の取扱が、その後どうなっているかについて同社へ電話または文書により確認したと考えられる。同社の返事を含むその内容を記したすべての文書</p> <p>・今年4月1日以降10月16日までの間に、神戸市は平成24年度に採択した（株）〇〇〇を含む7つの事業者に電話して、認知症高齢者グループホームの開設計画についての現状及び今後の予定がどうなっているかについて、確認したと考えられる。その内容を記録した全ての文書</p> <p>・平成24年度認知症高齢者グループホームに採択された7つの事業者のうち今年4月1日以降10月16日までの間に開設計画の現状と今後の予定がどうなっているかについて説明した文書や付属書類・図面類を神戸市に提出した事業者もあったと考えられ、神戸市はそれらを受領したと考えられる。それらの全書類</p> <p>・私が今月4日公文書公開請求書に基づいて平成24年度の「介護保険施設等施設整備懇話会」委員の委嘱状の控えを閲覧した。委嘱状の枚数が委員の人数より多い11枚もあったので保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課の〇〇係長に説明を求めたところ、任期途中で辞めた人があり代わりに委嘱した人の分も入っているということであったので、私から辞めた人に対する委嘱を解く書類がないのはおかしいと話したことを聞いた〇〇係長は上司に報告したと考えられる。そのことを記した文書</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	<p>【平成25年10月30日神保高高第2094号】</p> <p>1 <u>〇〇〇からの電話について（個人の氏名・意見、事業活動に関する情報）</u></p> <p>2 <u>〇〇〇と〇〇〇との協定等について（同上）</u></p> <p>3 <u>〇〇〇より現況の報告（同上）</u></p> <p>4 <u>近隣への工事説明資料配布について（同上）</u></p> <p>5 <u>〇〇〇工事のお知らせビラの配布等（同上）</u></p> <p>6 <u>〇〇〇より協定書締結の報告（同上）</u></p> <p>7 <u>〇〇〇GH進捗報告（同上）</u></p> <p>8 <u>隣地マンション説明について（同上）</u></p> <p>9 <u>〇〇〇GHの進捗について（同上）</u></p> <p>10 <u>GH〇〇〇隣接マンションについて（同上）</u></p> <p>11 <u>地元説明の状況（同上）</u></p> <p>12 <u>地元説明の状況について（同上）</u></p> <p>13 <u>〇〇〇による工事説明会の開催とお知らせ全戸配布について（同上）</u></p> <p>14 <u>〇〇〇GH着工時期（同上）</u></p> <p>15 <u>〇〇〇GHの件について（同上）</u></p> <p>16 建築計画のお知らせ</p> <p>17 <u>〇〇〇事業進捗状況報告書（個人の氏名・意見、事業活動に関する情報）</u></p> <p>18 <u>〇〇〇事業進捗状況報告書（同上）</u></p> <p>19 <u>〇〇〇事業進捗状況報告書（同上）</u></p> <p>20 <u>〇〇〇事業進捗状況報告書（同上）</u></p> <p>21 <u>近況報告（同上）</u></p> <p>22 <u>〇〇〇との打ち合わせ（同上）</u></p> <p>23 <u>〇〇〇へのご報告〇〇〇事業所計画（住宅地図、個人の氏名及び意見、事業活動に関する情報）</u></p>	

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は非公開情報、下線は異議申立ての対象）
		24	〇〇〇事業所建築計画のご案内
		25	〇〇〇事業所計画説明会のご案内
		26	〇〇〇事業所計画近隣説明会資料
		27	<u>グループホーム〇〇〇事業所近隣説明会</u> （個人の氏名・意見、 <u>事業活動に関する情報</u> ）
		28	家屋調査のご案内
		29	介護事業所建築計画説明会のご案内
		30	介護事業所計画近隣説明会資料
		31	<u>第2回近隣説明会</u> （個人の氏名・意見、 <u>事業活動に関する情報</u> ）
		32	〇〇〇事業所建築計画のご案内
		33	〇〇〇事業所建築計画のご案内
		34	建築図面
		35	議事録（個人の氏名）

別表2 異議申立ての対象のうち、実施機関が当初決定を変更し、公開した情報（番号は別表1に対応）

請 求		決 定	
番号	請求内容	番号	公開文書（括弧内は公開に変更した情報）
1		1	介護保険施設等施設整備懇話会開催要領（委員の所属）
		7	平成23年度第2回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（採点の基準）
		8	平成24年度第1回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（採点の基準）
		9	神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員名簿（委員の氏名・所属）
2		1	平成23年度第2回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（採点の基準）
		2	平成24年度第1回神戸市介護保険施設等施設整備懇話会要旨（採点の基準）
5		1	委嘱状（委員の氏名・所属）

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
自平成25年7月24日 至平成25年12月19日	—	* 9件の諮問書を受理
自平成25年8月19日 至平成26年1月22日	—	* 実施機関から9件の非公開理由説明書を受理
自平成25年9月6日 至平成26年2月18日	—	* 異議申立人から6件の意見書を受理
平成26年3月26日	第276回審査会	* 審議
平成26年5月21日	第277回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成26年6月18日	第278回審査会	* 審議
平成26年7月16日	第279回審査会	* 審議